

減 免 範 囲

対象台数は1台で、車種は自家用のもの

運転者	所有者※2		使用の内容
本人	本人		障害者の移動のため
生計を同一にする親族か単身または障害のある方のみで構成される世帯で生活している障害者の方を常時介護する方※1	身体障害者	本人	通院・通学（園）・通所・生業・日常生活のための送迎（月4回以上かつ1年以上継続して使用が見込まれること）※4
	身体障害児 知的障害児・者 精神障害者	生計を同一にする親族※3	

※1『常時介護者』とは、もっぱら障害者の方の通学等のために、継続して月4回以上運転する方をいいます。

※2 原則として、所有者、使用者ともに障害者の方の名義であることが必要です。ただし、所有権留保付きの場合は、使用者が障害者の方であれば、所有者がディーラー等でも差し支えありません。

※3 同居の親族が原則です。別居の場合、扶養の関係が確認される場合のみ対象。

※4 申請時に使用内容証明書等が必要になります。



障 害 者 の 範 囲

◆身体障害者手帳の交付を受けている方

(令和7年4月1日および申請日時点で有効な方が対象)

…本人が運転する場合のみ

…本人または同一生計者の方および常時介護者の方が運転

障 害 の 区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
視	覚 障 害						
聴	覚 障 害						
平 衡 機 能 障 害							
音声機能の喪失（喉頭摘出のみ）							
上 肢 機 能 障 害			2級の1・2 2級の3・4				
下 肢 機 能 障 害				3級の1 3級の2・3			
体 幹 機 能 障 害							
脳 原 性	上 肢 機 能		両上肢 1上肢				
	移 動 機 能			両下肢 1下肢			
心臓・腎臓・呼吸器の機能障害							
ぼうこう・直腸・小腸の機能障害							
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害							
肝 臓 機 能 障 害							

◆戦傷病者手帳の交付を受けている方…障害の程度により減免の可否が異なりますのでお問い合わせください。

◆知的障害児・知的障害者の方…療育手帳A1、A2の手帳を持っている方

◆精神障害者の方…1級の精神障害者保健福祉手帳を持っている方

申 請 期 間

4月7日（月）～6月2日（月）

申請に必要なもの

- ①減免申請書②身体障害者手帳等
③自動車検査証または写し④運転免許証または写し
⑤納税通知書⑥マイナンバーカードまたは通知カード
※①減免申請書は窓口でお渡しします。

その他の減免制度

普通自動車税の減免制度もあります。ご希望の方はお問い合わせください。なお、軽自動車税の減免と二重申請はできません。

■中央東県税事務所

☎088-866-8510

税

務収納課からのお知らせ

■問い合わせ・申請先

税務収納課 固定資産税班 ☎53-3116

〃 市民税班 ☎52-9292

香北支所 市民生活班 ☎52-9285

物部支所 市民生活班 ☎52-9288

課税対象となる家屋について

固定資産税の課税対象となる「家屋」とは、住宅や店舗、工場、倉庫などのいわゆる「建物」であり、次の3つの要件を満たすものです。

3つの要件

- ①屋根と壁があり、外気を遮断できるもの【外気分断性】
- ②土地に定着していること（その場所で1年以上継続して利用するもの）【土地定着性】
- ③その建物本来の目的に使用できる状態であること【用途性】

※ただし、不動産登記法で登記の対象となる建物は、課税対象となります。

★固定資産税班からのお願い

課税対象となるかどうかは、建物の構造、種類、用途、状況などを総合的に判断して決定します。そのため、建物完成(設置)後に市役所職員による現地確認を行いますので、ご協力をお願いします。

新しく建物を建設(設置)された場合や、ご不明な点等ございましたら、税務収納課固定資産税班までご相談ください。その他、よくあるご質問の回答を香美市ホームページに掲載していますので、ご確認ください。

香美市ホームページ



障害者の方の軽自動車税(種別割)減免制度があります

手 続 き 方 法

前年度に減免を受けた方には4月上旬に継続の申請用紙を送付しますので、納期限までに提出してください。ただし、軽自動車の所有者変更等の手続きを行った場合や、減免を受けられていた方が死亡した場合については送付しません。

- ※昨年度の申請内容から変更がある場合は通常の減免申請を窓口で行う必要があります。
※納付書発送時期（4月末）までに提出がない場合、納付書・納税通知書が発送されますのでご了承ください。
※公益減免（非営利の社会福祉法人事業を行う団体に関する減免）については継続用の申請はありませんので、毎年度、窓口での申請が必要です。